

## ○茨城DC県庁プレイパーク開催業務に係る企画提案プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出すること。

令和5年6月28日

いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦

### 1 業務の内容

- (1) 委託業務名 茨城DC県庁プレイパーク開催業務
- (2) 委託業務の内容 茨城DC県庁プレイパーク開催業務  
委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

### 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 提出を求める関係書類

- (1) 企画提案提出書
- (2) 資格要件に係る申立書
- (3) 企画提案書
- (4) 見積書
- (5) 会社概要

※様式等については説明書を参照

### 4 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、いばらき観光キャンペーン推進協議会に設置する審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

評価項目	評価基準	配点
ア 理解度	・業務の目的、内容について十分に理解しているか。	20点
イ 独創性・説得力	・提案内容に運営を円滑に進めかつ集客に資するような独創性・説得力を持っているか。	30点
ウ 具体性・妥当性	・事業経費が具体性、妥当性を伴っているか。	10点
エ 事業遂行体制	・制作担当者、役割、人数等の実施体制が事業を確実、迅速かつ柔軟に遂行できるものとなっているか。	30点
オ 総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。	10点
合 計		100点

5 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局  
(茨城県営業戦略部観光物産課 担当：高木)  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
電 話 029-301-3605 (直通)  
メールアドレス ibaraki-dc@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 令和5年7月13日(木)正午必着  
イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ。  
ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

6 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。  
(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。  
(4) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。  
(5) 契約書作成の要否 要  
(6) その他詳細については説明書による。